

○農務省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、  
環境省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）  
第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年農林水産省、  
厚商産省、告示第八号）の一部を  
次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。  
令和七年三月三十一日

財務大臣 加藤 勝信  
厚生労働大臣 福岡 資麿  
農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 武藤 容治  
環境大臣 浅尾 慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>九、二二二</p>	<p>特定分別基準適合物</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化義務総量 （単位 万キログラム）</p> <p>九、四〇五</p>
<p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	八、七二二	<p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p>	八、八八八
<p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p>	一三、〇六四	<p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p>	一三、一五六
<p>規則第四条第四号に規定する分別基準適合物</p>	一、八八一	<p>規則第四条第四号に規定する分別基準適合物</p>	一、七八二
<p>規則第四条第五号に規定する分別基準適合物</p>	二二、一〇〇	<p>規則第四条第五号に規定する分別基準適合物</p>	二二、〇〇〇
<p>規則第四条第六号に規定する分別基準適合物</p>	七二、〇七二	<p>規則第四条第六号に規定する分別基準適合物</p>	七二、〇八二